

指宿広域市町村圏組合汚泥発酵肥料販売要領

(令和6年指宿広域市町村圏組合告示第3号)

(趣旨)

第1条 この告示は、指宿広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が管理する指宿広域汚泥リサイクルセンターにおいて、し尿等の処理過程で発生した汚泥を発酵させた肥料（以下「汚泥発酵肥料」という。）を販売し、組合区域内（指宿市の全域及び南九州市穎娃町の区域をいう。以下同じ。）の緑農地に還元することにより循環型社会の形成を進めていくため、必要な事項を定めるものとする。

(販売の対象者)

第2条 汚泥発酵肥料を販売する対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 組合区域内の住民であって満18歳以上の者
- (2) 組合区域内の自治会その他の公共的団体
- (3) 関係市（指宿市及び南九州市をいう。以下同じ。）及び当該市の教育委員会
その他の機関
- (4) 前号以外の地方公共団体
- (5) 関係市に関する公的ボランティア活動を実施する民間団体

(販売する汚泥発酵肥料)

第3条 販売する汚泥発酵肥料は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 指宿広域みのりの大地
- (2) 登録番号 生第92700号
- (3) 正味重量 15キログラム（袋入り）

(販売の量)

第4条 販売する数量は、一人1回につき1袋から次の表に定める上限数以内とし、購入者が運搬可能な範囲とする。ただし、上限数は在庫状況に応じ抑制又は販売を休止する場合がある。

区分	上限数
第2条第1号に掲げる者	同一週につき10袋

第2条第2号及び第4号に掲げる者	同一週につき10袋
第2条第3号に掲げる者	制限なし
第2条第5号に掲げる者	同一週につき10袋

(料金)

第5条 汚泥発酵肥料の料金は、1袋当たり税込み100円とする。ただし、第2条第2号から第5号に掲げる者にあっては、無料とする。

2 汚泥発酵肥料を購入する者は、汚泥発酵肥料を受け取る前に、組合事務局において受付をし、前項の規定により代金を納入しなければならない。

(販売の期間等)

第6条 汚泥発酵肥料を販売する時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から12月31日まで及び1月2日から3日までを除く。）の午前9時から午後4時までとする。ただし、汚泥発酵肥料の在庫の状況によっては、この限りでない。

(販売の場所)

第7条 汚泥発酵肥料の販売場所は、指宿広域汚泥リサイクルセンターとする。ただし、事務局長が販売場所を変更する必要があると認めた場合は、この限りでない。

(積載・運搬方法)

第8条 車両等への積載、運搬については、汚泥発酵肥料を購入する者が自ら行うものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

2 指宿広域市町村圏組合堆肥配布要領（平成27年指宿広域市町村圏組合告示第6号）は廃止する。